

○国立大学法人埼玉大学役員報酬規則

〔平成16年4月1日〕
規則第101号

改正	平成16. 5. 20	16規則153	平成16. 9. 2	16規則159
	平成17. 3. 28	16規則227	平成17. 6. 30	17規則2
	平成17. 11. 10	17規則21	平成18. 4. 1	18規則87
	平成19. 4. 1	19規則7	平成19. 5. 17	19規則59
	平成20. 3. 1	19規則96	平成20. 4. 1	20規則8
	平成21. 5. 29	21規則13	平成21. 11. 30	21規則55
	平成22. 6. 24	22規則38	平成22. 11. 30	22規則56
	平成22. 12. 16	22規則58	平成23. 9. 30	23規則7
	平成24. 3. 30	23規則34	平成24. 6. 28	24規則8
	平成25. 7. 18	25規則6	平成25. 9. 26	25規則14
	平成25. 11. 28	25規則20	平成26. 3. 11	25規則30
	平成27. 3. 26	26規則133	平成28. 3. 3	27規則59
	平成29. 3. 30	28規則47	平成30. 3. 29	29規則47

(目的)

第1条 この規則は、本学の学長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、本給、地域手当、通勤手当及び期末特別手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤の役員については、経営協議会の議を経て、学長が別に定める額とする。

(報酬の支給日)

第3条 本給、地域手当及び通勤手当は、その月の月額全額を毎月17日に支給する。ただし、支給日（この項において、毎月17日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給日の翌日）に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日（その日が休日に当たるときは、支給日の前々日）に、支給日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給日の翌日に支給する。

2 期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給日」という。）が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(報酬の支払)

第4条 役員報酬は、その全額を現金で、直接その役員に支払うものとする。

ただし、法令等に定めるものは、これを報酬から控除して支払うものとする。

2 前項の報酬は、その者の同意を得て、その者の指定する金融機関等の口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第5条 新たに役員となった者には、その日から本給を支給する。

- 2 役員が離職したときは、その日までの本給を支給する。
- 3 役員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は、地域手当の支給について準用する。
(端数の処理)

第6条 この規則の定めによって算出した金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(本給)

第7条 常勤の役員の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号 給	本給月額 (円)
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000

- 2 常勤の役員の号給は、次の各号に掲げる範囲内で、経営協議会の議を経て、学長が決定する。
 - (1) 学長 5号給
 - (2) 理事 3号給以内
 - (3) 監事 1号給
- 3 学長は、常勤の役員の職務の困難度、実績等を勘案して必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、前項第2号及び第3号の範囲を超えて号給を決定することができる。
(地域手当)

第8条 常勤の役員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、その役員が受けるべき本給月額に、100分の15を乗じて得た額とする。
(通勤手当)

第8条の2 常勤の役員に通勤手当を支給することができる。

- 2 通勤手当の支給については、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則第21条の規

定を準用する。

(期末特別手当)

第9条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤の役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき本給月額に地域手当の月額を加えた額、本給月額に地域手当の月額を加えた額に100分の20を乗じて得た額並びに本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、次に掲げる期別支給割合及び在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。ただし、学長が、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果、当該役員の職務実績を勘案して必要と認める場合には経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

期別支給割合

基準日	支給割合
6月1日	145/100
12月1日	160/100

在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100/100
5箇月以上6箇月未満	80/100
3箇月以上5箇月未満	60/100
3箇月未満	30/100

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16. 5. 20 16規則153）

この規則は、平成16年5月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16. 9. 2 16規則159）

この規則は、平成16年9月2日から施行する。

附 則（平成17. 3. 28 16規則227）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17. 6. 30 17規則2）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成17.11.10 17規則21）

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18. 4. 1 18規則87）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、第8条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 4. 1 19規則7）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 5.17 19規則59）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年5月17日から施行し、平成19年5月1日から適用する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

附 則（平成20. 3. 1 19規則96）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則8）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 当分の間、第8条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

附 則（平成21. 5.29 21規則13）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 当分の間、第8条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.0」とし、平成21年4月1日から適用する。

（平成21年6月に支給する期末特別手当の特例措置）

3 平成21年6月に支給する期末特別手当の額の期別支給割合については、第9条

第2項の規定にかかわらず、次に掲げる期別支給割合とする。

期別支給割合

基準日	支給割合
6月1日	145/100

附 則（平成21.11.30 21規則55）

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22. 6.24 22規則38）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 当分の間、第8条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.2」とし、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22.11.30 22規則56）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22.12.16 22規則58）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成23. 9.30 23規則7）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 当分の間、第8条第2項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.7」とし、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24. 3.30 23規則34）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 6.28 24規則8）

（施行規則）

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成24年6月28日から平成25年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の12」とあるのは「100分の11.5」とし、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24. 6.28 24規則8）

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間においては、次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相

当する額を減ずる。

(1) 本給 当該役員が受けるべき本給月額に、100分の9.77を乗じて得た額

(2) 地域手当 当該役員の本給月額に対する地域手当の月額に、100分の9.77を乗じて得た額

(3) 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額

3 前項の規定により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成25. 7. 18 25規則6）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

（平成25年6月に支給された期末特別手当の特例措置）

2 平成25年6月に支給された期末特別手当に関する平成24年7月1日施行附則（24規則8）の規定の適用については、同附則第3項第3号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の5」とし、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成25. 9. 26 25規則14）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年9月26日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成24年6月28日施行附則（24規則8）第2項中「から平成25年3月31日」とあるのは、「から平成26年3月31日」とし、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 11. 28 25規則20）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

（平成25年12月に支給する期末特別手当の特例措置）

2 平成25年12月に支給する期末特別手当については、平成24年7月1日施行附則（24規則8）の規定にかかわらず、同附則第2項第3号の額を減じないものとする。

附 則（平成26. 3. 11 25規則30）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年3月11日から施行する。

（特例期間の改正）

2 平成24年7月1日施行附則（24規則8）第2項中「平成26年3月31日」とあるのは、「平成26年2月28日」とし、平成26年3月1日から適用する。

附 則（平成27. 3. 26 26規則133）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 施行日の前日から引き続き役員本給表の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

3 施行日以降に新たに役員本給表の適用を受けることとなった役員について、任命の事情等を考慮して前項の規定による本給を支給される役員との権衡上必要があると認められるときは、当該役員には、前項の規定に準じて、本給を支給する。

（地域手当に関する経過措置）

1 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは、「100分の13」とする。

附 則（平成28. 3. 3 27規則59）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した役員には適用しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 適用日の前日から引き続き役員本給表の適用を受ける役員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる役員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

（地域手当に関する経過措置）

3 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは「100分の14」とする。

附 則（平成29. 3. 30 28規則47）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した役員には適用しない。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第2項中「100分の15」とあるのは「100分の14.2」とする。

附 則（平成30. 3. 29 29規則47）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
ただし、施行日の前日までに退職した役員には適用しない。

（地域手当に関する経過措置）

- 2 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間における第8条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.5」とする。